

独立行政法人国立高等専門学校機構同居支援プログラム実施要項

平成27年 7月 2日
理事長 裁定

1 趣旨

独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画を踏まえ、教員が仕事と生活の両立を図ることを支援するため、国立高等専門学校（以下「学校」という。）間の人事交流の一環として、育児・介護等のライフイベントが生じ、配偶者等と同居等するため転居することが必要となった教員を対象とする同居支援プログラムを次のとおり実施する。

2 同居支援プログラムに基づく人事交流における措置等

- (1) 人事交流の対象者は、教員としての在職期間が1年以上である常勤の教員（期間を定めて雇用される者を除く。）で、育児・介護等のライフイベントが生じ、かつ、転居の必要がある者とする。
- (2) 人事交流は、人員枠の管理に関して派遣校及び受入校に暫定人員枠を設定の上、学校間の配置換により行う。
- (3) 人事交流の期間は、原則として1年以上5年以内で、4月から翌年3月までの年度単位とする。
- (4) 人事交流の受入校においては、当該教員の独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の育児休業等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第19号）に規定する育児短時間労働及び育児部分休業又は独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の介護休業等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第20号）（以下「介護休業等規則」という。）に規定する介護短時間労働及び介護部分休業の申出その他ライフイベントの事情を考慮して校務分担の決定を行う。

（注）人事交流を希望する時点で、育児休業又は介護休業の申出を予定している教員は、本プログラムの対象としない。（在籍校において休業を行う。）

- (5) 人事交流の派遣校に対しては、「教員の派遣に伴う非常勤講師雇用経費の予算措置について」（平成24年7月3日付け24高機人第56号理事長通知）に基づき予算措置を行う（ただし、高専・両技科大間教員交流制度により受け入れた教員又は短時間勤務の再雇用教員により派遣教員の校務を担当可能な場合を除く）。

3 人事交流の調整

- (1) 校長は、次の事項のすべてに該当し、人事交流を希望する教員がいる場合、当該教員が希望する学校（以下「受入予定校」という。）の校長と人事交流の実施について人事交流希望調書（様式1）により協議の上、人事交流実施調書（様式2）を受入予定校の校長と連名で理事長へ提出する。

(ア) 次のような育児・介護等のライフイベントが生じ、かつ、転居の必要があること。

- ・小学校6年生までの子を養育している、又は、養育する見込みであること。
- ・介護休業等規則第4条に規定する要介護者を介護している、又は、介護する見込みであること。

(イ) 転居先から通勤可能な学校があること。

(ウ) 人事交流期間終了後、元の学校に復帰する意思があること。

(2) 理事長は、(1)の人事交流実施調書に基づき、人事交流の実施の可否を決定し、双方の校長に通知する。

4 人事交流期間の変更

転居の必要性が消滅したこと等により決定された人事交流期間を変更する必要があるときは、受入校の校長と派遣校の校長が協議の上、派遣期間変更調書(様式3)を連名で理事長へ提出するものとする。

5 その他

(1) このプログラムの事務は、本部事務局人事課において処理する。

(2) この要項に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。